2017年 ミャンマー法令・通達調査レポート

日本貿易振興機構(ジェトロ) ヤンゴン事務所 2018 年 3 月 本レポートは、日本貿易振興機構(ジェトロ)ヤンゴン事務所が現地法律事務所 SAGA 国際 法律事務所 (http://www.sagaasialaw.com/) に作成委託し、2018年2月末現在で入手している情報に基づくものである。ミャンマーでは法律改正や解釈の変更も多いため、必ず最新の 法令を確認するようにしてください。なお、本ガイドブックの著作権は日本貿易振興機構が 有しております。

# 【免責事項】

本ガイドブックで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

# 内容

第	1章	章.	はじめに	L
	1.	目	的 1	1
	2.	20	)17年に成立した法律ならびに発表された通達 1	1
第	2章	章	重要な法令の解説	3
	1	20	)17年国税法	3
	2	市	·民の個人の自由及び安全を保障する法律8	3
	3	司	法扶助法の一部を改正する法律	)
	4	内	陸水輸送法1	0
	5	油	田法1	0
	6	111	ャンマー印紙税の一部を改正する法律1	2
	7	新	·会社法1	3
第	3	重	要な通達の解説1	6
	1	投	·資法関連の通達1	6
	2	商	業省からの通達2	3
	3	DI	CA関連の通知3	2

4	雇用契約の新ひな形	. 34
5	コンドミニアム法施行細則	. 35
第 4	2018年の展望	. 37

# 第1章. はじめに

# 1. 目的

2011年の民政移管後、法制度の整備は急ピッチに進められている。また、ミャンマー政府 は外国からの投資を活発化させるため、情報技術を活用し、成立した法律や発表された通達 を積極的に公開する監督官庁もでてきた。しかしながら、このような監督官庁は依然として ごく一部で、ミャンマーにおいて新しい法令や通達の内容を把握するのは困難な状況にある といえよう。本レポートは、2017年に成立した法律や監督官庁から発表された通達を調査す ることで、ミャンマーへ進出した日系企業だけではなく、ミャンマーへ進出を検討する日系 企業の一助とすることを目的とする。

#### 2. 2017年に成立した法律ならびに発表された通達

2017年は29の法律が成立した(表1)。また、それ以上に多くの下位法施行細則や通達などの下位法令が成立した(表2)。2011年の民政移管以降、2012年は24、2013年は37、2014年は57、2015年は74、2016年は44の法律が成立している。これらを比較すると、2012年以降2015年までは毎年法律の成立数は増加していたが、2016年に初めて法律の成立数が減少し、2017年はさらに減少した。

# 表 1. 2017 年に成立した法律リスト

法律番号	法律名	交付日
	Law Amending the Translation Commission Law	
1	(翻訳委員会法の一部を改正する法律)	
	一委員会の委員の構成を変更。	8/2/2017
	Second Amending Law of Union Election Commission Law	
	(ミャンマー国選挙法の一部を改正する法律(第二	
	次 ))	
2	一ミャンマー国選挙法の言葉遣い等の形式的変更。	28/2/2017
	Third Amending Law of Union of Myanmar Examination	
	Board Law,1973(ミャンマー国の試験委員会に関する法	
	律の一部を改正する法律(第三次))	
3	<ul><li>一機械を使ってのカンニングなどについて改正。</li></ul>	3/1/2017
	Union Tax Law, 2017 (ミャンマー国租税法)	
4	<b>一</b> 第 2 . 1 解説参照。	3/1/2017
	Law of Protection on the Citizen's Personal Freedom	
	and Security (市民の個人の自由及び安全を保障する法	
	律)	
5	<b>一</b> 第 2 . 2 解説参照。	8/3/2017
	National Planning Law (国家計画法)	
6	ーミャンマー国の GDP の到達目標などを規定。	24/3/2017
	Union Budget Law (ミャンマー国財政法)	
7	-2017年から2018年の会計年度の財政について規定	24/3/2017
	Amending Law of Legal Aid Law (司法扶助法の一部を改正	
	する法律)	
8	一第2.3解説参照。	26/3/2017
	Water Tax and embankment Tax Law 2017 (水及び堤防に関	
	する税法)	
	一水田を使用する農家に対する水の使用についての税金	
9	を規定。	5/7/2017
	Amending Law of Myanmar Coastal and Inland Water	
	Transport Business Permit Law(ミャンマー国の海岸及び	
	内陸水上交通事業の許可に関する法律)	
	一中央監視委員会による法令違反等に対する措置について、パロストロスト	
10	て、60日以内に、政府に対して不服申し立てをすることができるにも担定	6/7/2017
	ができる旨を規定。 Amending Law of Conservation of Water Resources and	0,1,2011
	Rivers Law (水資源及び河川の保護に関する法律の一部	
11	を改正する法律)	11/7/2017
**		-1, ., 2011

		1
	一河川及び小川などの定義を明確化。	
	一河川などを通行する船の通行料支払いを義務化。	
	Repealing Law of Public Accountants Default Act (公認	
	会計士の義務違反に関する法律を廃止する法律)	
12	一公認会計士の義務違反に関する法律の廃止。	11/7/2017
	Inland Water Transportation Act (内陸水上交通法)	
13	一第 2 · 4 解説参照。	17/7/2017
	Myanmar Territorial and Sea Law (ミャンマー国の領土及	
	び領海に関する法律)	
	一領土及び領海の範囲並びに大陸棚の使用などについて	
14	規定。	17/7/2017
	Oil Well Law (油田法)	
	一ミャンマーにおいて油田を開発できるのは、ミャンマ	
	一人又はミャンマー人のみによって構成された組織のみ	
	であると規定。	
15	<b>一第2.5 解説参照。</b>	17/7/2017
	Transfer Prisoner Law (収監者輸送法)	
16	一国家間の収監者移動について規定。	21/7/2017
	Amending Law of Special Goods Law (特別物品税法の一部	
	を改正する法律)	
	-8つの定義が追加され、不明瞭であった規定の一部を	
	改正。	
	一当該会計年度のビジネス証明書を得た特別物品の輸入	
	者、製造者、輸出者は、毎年ビジネス証明書を延長しな	
	ければならない(特別物品税法の一部を改正する法律	
	(16条 (c) )。	
	一特別物品税法の別表が削除された(特別物品税法の一	
17	部を改正する法律 (25条)。	26/7/2017
	Third Amending Law of Anti-Corruption Law (汚職防止法	
	の一部を改正する法律 (第三次))	
	一汚職防止委員会の委員の任命要件が、70歳以下の者か	
18	ら75歳以下の者にまで広げられた。	2/8/2017
	Amending Law of Myanmar Stamp Act (ミャンマー国収入印	
	紙法の一部を改正する法律)	
19	<b>一第2.6解説参照。</b>	1/8/2017
	Petroleum and its Products Law (石油及び石油製品に関	
	する法律)	
	一石油及び石油製品の輸入、輸出、輸送、保管、精製及	
20	び販売についての免許を規定。	2/8/2017
	I .	t

		<u> </u>
	Amending Law of Special Marriage Act (特別婚姻法の一部を改正する法律)	
	冊を設工する伝序/   ─本法の下で女性の結婚可能年齢が15歳に引き上げられ	
21		4/8/2017
	Embankment Law (堤防法)	
22	一堤防の建設、維持、管理及び改修について規定。	8/8/2017
	Amending Law of Guardians and Wards Act (警備員及び守	-, -,
	衛に関する法律の一部を改正する法律)	
	一裁判所の権限行使妨害のため警備員、守衛を排除した	
23	場合の罰金を10万チャット以下と規定した(7条)	15/8/2017
	Amending Law of Myanmar Divorce Act (ミャンマー国離婚	
	法の一部を改正する法律)	
	│ │一未成年の年齢が満15歳未満に引き上げられた。また、	
	イギリス統治下でのイギリス女王についての記載を修正	
24	するなど形式的な改正が多数された。	15/8/2017
	Amending Law of the Christian Marriage Act (キリスト教	
	徒の結婚に関する法律の一部を改正する法律)	
	一女性の結婚可能年齢が、13歳以上から15歳以上に引き	
	上げ (6条)。	
	- 一婚姻証明書の付与に1000チャットの手数料が必要とな	
	ること (7条)。	
	- 一婚姻証明を取得した者が、本法の規定に反した場合の	
25	罰金として、最大1万チャットが科された(9条)。	18/8/2017
	Amending Law of Telecommunications Law (遠隔通信法の一	
	部を改正する法律)	
26	一省庁の名称の変更に伴い形式的な変更等を規定。	29/8/2017
	Irrigation Canal Law(灌漑運河法)	
	- 灌漑運河の建設及び管理並びに灌漑運河からの水の使	
27	用権についての規定。	31/8/2017
	State Supplementary Appropriation Law, 2017-2018 (ミャ	
	ンマー国の補助予算割り当てに関する法律)	
28	一国家財政についての規定。	17/11/2017
	Myanmar Companies Law (会社法)	
29	一第2.7解説参照。	6/12/2017

# 表2.2017年に発表されたビジネス関連通達リスト一覧

交付日	通知の種類・番号・根拠法	発行機関	内容
2017/1/11	Notification No. 2	Ministry of Finance	源泉所得税
2017/1/26	Notification No. 614	Ministry of Commerce	サービスエージェント会社の営業免許の 更新が遅延した場合 の罰金、準備金、コピー代金
2017/1/26	Notification No. 615	Ministry of Commerce	車の販売店及びショ ールームの許可証取 得のために必要な経 費
2017/2/1	Directive No.1 • The Burma Excise Act Directive the Liquor Management on 2.Dec.2015	Ministry of Home Affairs	飲食店のビール樽取り扱い規制の緩和
2017/2/17	Notification No. 14 • The Export and Import Law 13(b)	Ministry of Commerce	事業に使用することを目的として輸入する中古機械に関する規定一第 3.2 (2) 解説参照。
2017/2/17	Notification No. 15 • The Export and Import Law 13(b)	Ministry of Commerce	自動車販売所で販売 する車両の輸入販売 に関する規定 一第 3.2 (3) イ 解説参照。
2017/2/17	Notification No. 16 • The Export and Import Law 13(b)	Ministry of Commerce	ショールームで販売する車両の輸入販売に関する規定一第 3.2 (3) イ解説参照。
2017/2/17	Notification No.17 • The Export and Import Law 13(b)	Ministry of Commerce	ショールームで販売 する建設機械や装置 の輸入に関する規制 一第 3.2 (8) キ 解説参照。
2017/3/3	Notification No.11 • The Republic of the Union of Myanmar 24(h)	Myanmar Investment Commission	エンドースメントを発行できる投資事業の投資額に関する規定
2017/3/13	Announcement	Internal Revenue department	商業税率
2017/3/13	Announcement	Internal Revenue department	輸入・輸出にかかる 商業税率

2017/3/30	Notification No. 35  • The Republic of the Union of Myanmar Investment Law 100(a)	Ministry of Planning and Finance	投資法施行細則 一第3.2 (1) 解 説参照。
2017/4/1	Notification No. 10	Myanmar Investment Commission	開発ゾーンの割り当 て 一第 3.1 (4) 解 説参照。
2017/4	Notification No. 5	Central bank of Myanmar	融資情報の報告制度に関する定め
2017/4/1	Notification No.13  • The Myanmar Investment Law 43, 100(b)	Myanmar Investment Commission	新投資法における投 資促進業種リスト 一第 3.1 (2) 解 説参照。
2017/4/10	Notification No. 15  • The Myanmar Investment Law 42, 100(b)	Myanmar Investment Commission	新投資法における規制業種リスト 一第 3.1 (3) 解 説参照。
2017/4/20	Notice	Ministry of Industry	化学物質の危険性に 関する研究所の試験 と推奨条件の拡大
2017/5/22	Notification No.51 • The Income Tax Law 16(b)	Ministry of Planning and Finance	所得に対する源泉徴 収税 (Withholding Tax) の税率
2017/6/12	Notification No. 36	Ministry of Commerce	建設資材、医療機器、農業用肥料、種子、殺虫剤の取引に関する規定 一第3.2 (4) 解説参照。
2017/6/21	Notification No. 38	Ministry of Commerce	輸出入ライセンス取 得に必要なインボイ ス又は売買契約に関 する不正行為への対 応 一第 3.1 (5) 解 説参照。
2017/7/13	Notification No.67 • Union Tax law, 2017 was enacted by Pyidaungsu Hluttaw law	Ministry of Planning and Finance	営業税を課税されない事業に関する仕様 書
2017/7/13	Notification No.68  • Under section 11(a), (b)of Union Tax Law	Ministry of Finance	特別物品税の課税対 象となる商品

2017/7/17	Notification No. 69	Ministry of Finance	特別物品税の課税対
	• Union Tax law, 2017		象とならない商品
2017/8/28	Notification No. 140	Ministry of Labor,	雇用契約書の新しい
		Immigration,	ひな形
		Population	一第3.4解説参照。
2017/9/1	Announcement No. 4	Ministry of Labor,	雇用契約書の新しい
		Immigration,	ひな形
		Population	一第3.4解説参照。
2017/10/16	Announcement	Directorate of	ビザ及びステイパー
2011,/10/10	Thirt diff official	Investment and	ミットの延長
		Company	外国人専門家の任命
		Administration	一第 3.3 (1)
		Trainining of a cross	(2)解説参照。
2017/11/16	Notification No.85	Myanmar Investment	多様な自動車生産企
2011/11/10	Notification No. 00	Commission	業に向けたセミノッ
		Commission	クダウン (SKD) の
			実施
2017/11/16	Notification No. 86	Myanmar Investment	木材産業の実施許可
		Commission	の一時停止
2017/11/17	Notification No. 55	Ministry of Commerce	JVの農業機械取引許
			可
			一第 3.2 (6) 解
			説参照。
2017/11/20	Notification No. 87	Myanmar Investment	100 パーセント輸出
		Commission	型投資に関する通知
2017/12/07	Notification No. 267	Ministry of	コンドミニアム法施
	· 39(a) of Condominium	Construction	行規則
	law		一第 3.5 解説参照。
2017/12/14	Notification No. 60	Ministry of Commerce	輸出ライセンス申請
		,	に必要なリストの修
			正
2017 /12/14	Notification No.61	Ministry of Commerce	輸入に関するネガテ
			ィブリストの修正

# 第2章 重要な法令の解説

#### 1 2017年国税法

2017年国税法は、特別物品税、商業税等に関して規定している。

# (1)特別物品税

特別物品税の対象となる商品カテゴリ、税率ともに増加し、「木材・丸太」という項目が新たに追加された(2017年国税法11条)。

#### (2) 商業税

非課税となる商品は87種、サービスは29種に及ぶ。これらの非課税の商品及びサービスを除いた商品及びサービスに関しては基本的に、5パーセントの商業税が課される(2017年国税法14条(e))。特定の物品及びサービスについては上記5パーセントと異なる特別税率が適用されるが、国内空輸サービス及び建物の売買にかかる特別税率は3パーセントのまま変化して(2017年国税法14条(f)(g)) おらず、金・宝石の売り上げにつき新たに1パーセントの特別税率が適用されることとなった(2017年国税法14条(h))。

ただし、以下の場合には商業税は課税されない。

- ア.課税年度内の国内での製造品販売が5000万チャットを超えない場合
- イ.課税年度内の課税対象サービスによる所得が5000万チャットを超えない場合
- ウ.輸出入による取引の売り上げが5000万チャットを超えない場合

#### 2 市民の個人の自由及び安全を保障する法律

まず、「市民」とは、ミャンマー憲法の市民と同意義である(市民の個人の自由及び安全 を保障する法律2条(b))。次に、「個人の自由」とは、市民の移動の自由、居住地の自由 及び表現の自由を指す(市民の個人の自由及び安全を保障する法律2条(c))。次に、「個 人の保障」とは、市民の住居、所有物件の敷地、手紙での意思伝達とその他の通信手段を指す(市民の個人の自由及び安全を保障する法律2条(d))。

次に、関係省庁及び担当者は、法律に規定する場合を除いては、個人の自由が侵害されないように対策を取らなければならない(市民の個人の自由及び安全を保障する法律 5 条 (a))。そして、個人の住居に立ち入り捜索する場合、住居において逮捕する場合、少なくとも二人の証人と協力しなければならない(市民の個人の自由及び安全を保障する法律 5 条 (b))。もっとも、関係省庁がどのようにして個人の自由侵害に対して対策を取らなければならないのかについて具体的には規定されていないので、どのように運用されるかについては明確でなく、今後の運用を見守る必要がある。

# 3 司法扶助法の一部を改正する法律

本改正により、司法扶助法の目的がより詳細となった。すなわち、司法扶助法の目的の一部が、司法扶助をうけることで法的な正義と平等権を保障すること、国際基準の司法扶助を与えること及び刑事手続において、透明性を確保することで法の支配を確立し、正義を実現することに変更された(司法扶助法の一部を改正する法律3条(a))。旧司法扶助法に存在した国連総会決議に基づく基本政策を実現することという目的は削除された(司法扶助法の一部を改正する法律3条(b))。

外国人に関係する改正としては、旧司法扶助法では、外国人が起訴され、有罪判決を受け 又は収監された場合には、司法扶助を与える者は遅滞なく領事館に連絡することをなってい た規定(旧司法扶助法27条(b))が領事館又は大使館に連絡することに変更された(司法 扶助法の一部を改正する法律13条)。

#### 4 内陸水輸送法

水上交通は、国営企業によってなされなければならない(内国水上交通法 5 条 (a))。また、内陸水上交通は、ミャンマー国の政府の許可を得た組織でなされなければならない(内陸水上交通法 4 条 (a))。さらに、従業員の権利と福祉については、民間企業法とその規則に従って付与されなければならない(内陸水上交通法 4 条 (b))。内陸水上交通の財政を監視するため、キャッシュフロー、利益と損失などの財政状況を省庁に報告しなければならない(内陸水上交通法12条 (e))。この法律により、これまで活動していた内陸水上交通局が解散された。新しい組織によって、内陸水上交通の従業員の給与が支払われ、水上交通が活発化し、交通渋滞の回避につながることが期待される。

#### 5 油田法

- (1) 石油の掘削や油井からの石油の生産を申請する者は、ミャンマー市民またはミャンマー市民によって形成される組織でなければならない(油田法4条)。省は、申請された地域が天然ガスや石油の堀削の許可された地域かどうか、仮にそうでない場合にはその必要性を精査し、連邦政府に承認を得るために提出する。もし連邦政府がこれを承認した場合、省は申請者に対して1年間の免許を発行するものとする。関連する州または地方政府組織は、ライセンス期間の満了1ヶ月前にそのライセンス延長申請書を省庁に送付しなければならない(油田法12条)。
- (2)免許保持者が規則に従わない場合、連邦政府は行政措置をとることができる。また、 場所の変更を申し出る場合、連邦政府はその変更を許可することができる(油田法13 条)。
- (3) 許可保有者が現行の法律、規則、通知、命令、指示に従って実施しているかどうかを

精査し、これに従っていない場合は必要に応じて行政措置を取るかことができる。州 又は地方政府組織は、免許証保持者が免許に含まれる条件に従わなかった場合、また は免許の終了または撤回などの措置を取る場合には、省に報告することができる。ま た州又は地方政府組織は、ロイヤルティと賃貸料を徴収でき、油井からの毎日の石油 生産のリストを毎月7日以内に省に送付しなければならない(油田法15条)。

- (4) 許可証保有者は、現行の法律に従うだけでなく、環境汚染やその地域の人々の社会経済への影響を引き起こさないようにしなければならない。許可証所有者は、油井の一部または全部を移転することはできない。生産された原油のサンプルは、仕様に従ってミャンマー石油・天然ガス企業に提出されなければならない。連合政府が法律に従って許可区域の一部または全部を没収するときは、許可証保有者は、法律に従って他の適切な区域に適用される。免許が撤回された場合又は廃止された場合は、1ヶ月以内に土地区画から排除されるものとする。許可証所有者がその事業を継続することを望まない場合、その許可は関連する事務所に再度返却さられなければならない(油田法16条)。
- (5) 行政上の措置をとる上で、免許の条件または責任に従わない許可証保持者は、以下の 行政措置を取られる(油田法18条)。
  - ア.警告
  - イ.罰金
  - ウ. 一定期間でのライセンスの終了
  - エ.ライセンスの撤回

上記の措置を講じた者は、30日以内に再審査を求めることができ、省は、前の決定を 認容し、棄却し、または撤回することができる。

## 6 ミャンマー印紙税の一部を改正する法律

#### (1)不動産に関する証書

印紙税法に付随する一覧表 I の23(権利譲渡書)、33(贈与)及び40(a)(担保)により課される印紙税は、ミャンマー国内の不動産に影響を与える証書の場合、ネピドー開発法を除いた他の法令の規定に関わらず、当該資産の市場価格の2%の追加の印紙税が課される(ミャンマー印紙税の一部を改正する法律2条(a)(i))。

## (2) 印紙税の減税

印紙税法別表一に定められている4種類の契約書に関する印紙税が変更(減税)されている。そのなかでも、実務で関連する可能性の高い賃貸契約、株及び債務証書の 譲渡に関する印紙税の税率は以下の通り規定されている。

#### ア.賃貸借契約

印紙税法別表一35 (c) に、賃貸料に加えて、罰金、割増金又は前払い金が定められている場合の賃貸借契約の印紙税が定められている。印紙税として、罰金、割増金又は前払い金が支払われなかった場合に支払われるべき税に加え、賃貸に定められている罰金、割増金又は前払い金の価格又は価値と同等の対価としての権利譲渡書と同様の義務(価額の4%)が課される。ただし、賃貸に必要な印紙が契約書に貼付され、かかる合意に基づく賃貸がその後実行された場合、かかる賃貸の印紙税は300チャットを超えない。この金額は、本改正法によって600チャットから300チャットに減額となっている(ミャンマー印紙税の一部を改正する法律3条)。イ・株及び債務証書の譲渡

# 印紙税法別表一 I62 (a) (b) に、株及び債務証書の譲渡にかかる印紙税率が 定められている。会社又はその他の企業体の株譲渡にかかる印紙税は株価の0.1%で ある。有価証券である債務証書について、税の対象か否かに関わらず、ミャンマー

印紙税法の規定で別に定められている債務証書を除き、債務証書の0.1%であり、これらの課税率は、本改正法によって、0.3%から0.1%に減税された。

# 7 新会社法

ミャンマー会社法(以下、「新会社法」という。) における主な変更点は以下の通りである。

# (1) 外資35%までは内資扱い

最も注目されていた外国会社の定義については、35%という数字が条文上明記されることとなった (新会社法1条 (c) (xiv))。

旧会社法上は、1株でも外国人又は外国会社が株式を保有している会社は、外国会社として取り扱われる。しかし、新会社法においては、外国会社とは、海外企業、外国人又はその両者によって直接的若しくは間接的に所有若しくは支配され、持分比率が35%超のミャンマーに設立された会社と定義されており(新会社法1条(c)(xiv))、35%以下であれば、会社法上外資会社としては取り扱われない。ただし、不動産譲渡制限法等のその他の外資規制を持つ法律においても、35%以下であれば必ず内資会社として扱われるとまでは言えず、今後それらの法律における外国会社又は外国人の定義がどのように解釈されるのか注視していく必要がある。

#### (2)取締役

非公開会社(private company)の場合、これまで実務上取締役は最低 2 名必要とされてきたが、新会社法においては、最低 1 名で足りることが明記された(新会社法 160 条)。ただし、取締役のうち 1 名は、常駐者である必要がある(新会社法 4 条 (a) (v))。具体的には旧会社法に基づいて既に設立している会社については、新

会社法の施行日から始まる各12か月の期間以内に 183 日以上滞在していれば、新会社 法に基づいて設立される会社については、登記日から始まる各12か月の期間以内に 183 日以上滞在していれば常駐者となる (新会社法 1 条 (c) (xix))。取締役全て が非居住者の会社においては今後対応が必要となる。また、取締役の解任の要件は特 殊決議から普通決議に緩和された (新会社法 174 条)。

# (3) 小規模会社は監査報告書、年次総会等を免除

小規模会社(公開会社及びその子会社以外の会社であって、その会社及びその子会社の従業員数が30人以下であり、その会社及びその子会社の、前会計年度の年間収益が総額50,000,000チャット未満である会社(新会社法1条(c)(xxxviii)))は、監査報告書の提出義務や毎暦年一回の年次株主総会の開催義務が免除されている(新会社法257条(c)、新会社法146条(e))。したがって、売上のない情報収集目的の会社などにおいては負担が軽減される。

#### (4) 書面決議及び電話会議

取締役会及び株主総会のいずれにおいても、書面決議が許容されることが明文化された (新会社法 155 条 (b)、 156 条 (b))。また、株主総会については定款に定めることによって、取締役会においては全取締役の同意又は定款に定めることによって、「技術を利用して」会議を招集、開催することできることが明記された (新会社法151 条 (j)、新会社法 145 条 (a) (ii))。本条では電話等による会議の招集、開催が想定されているものと思われる。

# (5) 株主

旧会社法上は、株主は2名以上必要とされており、1名のみでの設立は認められていない。しかし、新会社法においては、株主1名のみであっても会社を設立でき、100%子会社も設立できるようになる(新会社法4条(a)(iv))。

#### (6)移行期間

新会社法の施行後も、旧会社法の下で登記された会社は有効に存続するものの、施 行後12ヶ月間の移行期間内に、常駐の取締役を指名しなければならないとされている (新会社法 469 条 (B))。

# (7) 会社の権利能力

旧会社法では、会社の権利能力は範囲は定款の事業目的に限定されていたものの、 新会社法では、あらゆる事業又は活動を行うことができるとして権利能力の範囲が拡 大された (新会社法 5 条 (a) (ii))。

また、事実上の外資規制として働いていた外資会社に対する営業許可制度も廃止された。

#### 第3 重要な通達の解説

#### 1 投資法関連の通達

#### (1) 概要

外国投資法及びミャンマー国民投資法を一本化したミャンマー投資法(以下「投資法」という。)が2016年10月18日に成立し、同日施行された。その施行細則として、2017年3月30日にミャンマー投資法施行細則(2017年3月30日付商業省通知35号、以下「投資法施行細則」という。)が成立し、同日施行された。

投資法は、すべての投資家に一律に適用されることが明記され(投資法 4 条 )、 包括的な外資規制が行えるようになった。また、ミャンマー投資委員会許可(MIC 許可)は、ミャンマー投資法の下では、恩典を受けるための許可ではなく、一定の重要な投資の実施に際して、必ず取得する必要があるものとして位置づけられた。 MIC 許可申請者が長期賃貸借や税の減免の恩恵を受けたい場合は、 MIC 許可申請と並行して又はその取得後、これらの恩恵を受けるための手続を別個に行うこととなった。

MIC 許可の取得が必須となる投資以外の投資を行う者が、長期賃貸借や税の減免の恩恵を受けたい場合は、新たに設けられた「エンドースメント」という認可を取得する必要がある。この場合も、MIC 許可の場合と同様、エンドースメント申請の手続と並行して又はその取得後、長期賃貸借や税の減免の恩恵を受けるための手続を別個に行う必要がある。

投資法は、①連邦政府のみが実施可能な業種、②外資による実施が禁止される業種、 ③ミャンマー内資会社との合弁でのみ実施可能な業種、④関係省庁による承認が必要 な業種の業種規制(純粋な外資規制は②と③のみ)を用意している(投資法42条)が、 これらの業種を具体的に定めた通知が、2017年4月10日発表された(2017年4月10日 付ミャンマー投資委員会通知)。

また、投資法上、所得税の免税は、投資を促進すべきものとしてミャンマー投資委員会が通知で指定した業種にのみ与えられる(投資法75条 (c))とされているところ、投資促進業種を具体的に定めた通知が2017月4日1日に発表された(2017年2月22日付ミャンマー投資委員会通知13号)。

さらに、所得税の免除期間は、ミャンマー投資委員会が指定する低度開発地域、中度開発地域、高度開発地域の3つの地域に応じて、それぞれ7年間、5年間、3年間と定められているところ(投資法75条(a))、開発地域の具体的な割り振りに関する通知が2017年2月22日に発表されている(2017年2月22日付ミャンマー投資委員会通知10号)。

以下では、ミャンマー投資法施行細則につき、MIC 許可が必要な一定の重要な投資活動の具体的な内容、MIC 許可申請手続、エンドースメント申請手続及びその他注目すべき事項を解説した上、上記の業種規制に関する通知、投資促進業種に関する通知、開発地域割り当てに関する通知についても解説する。

#### (2)ミャンマー投資法施行細則

ア MIC 許可が必要な投資活動

ミャンマー投資法上、a. 国にとって戦略的に重要である投資事業、b. 多額の資本 集約的な投資、c. 自然環境や地域社会に大きな影響を及ぼす可能性が高い事業、d. 国有の土地建物を使用する投資、e. 政府によって指定された投資事業にはMIC 許可 が必要となる(投資法 36 条)。

- a. 「国にとって戦略的に重要である投資事業」とは、以下のものをいう(投資法施行細則3条)。
- (a)技術関係(情報、通信、医療、バイオ等の技術)、 交通インフラ、エネルギ

- ーインフラ、都市開発インフラ、新都市開発、資源採掘、天然資源、メディアの各分野に対する投資で、投資額が2000万 USD を超えるもの
- (b) 政府部門又は政府機関からの土地その他の財産の使用権のグラント、同様の コンセッションについての合意又は類似の権限付与に基づく投資で、投資額 が2000万 USD を超えるもの。
- (c) 外国投資家が国境地域または紛争地域で行う投資。またはミャンマー国民の 投資家がこれらの地域で行う投資で投資額が1000万 USD を超えるもの。
- (d) 外国投資家が国境をまたいで実施する投資。またはミャンマー国民の投資家がこれらの地域で行う投資で、投資額が1000万 USD を超えるもの。
- (e) 州または管区をまたいで実施される投資。
- (f) 1000エーカー超の土地上で行う農業への投資
- (g) 100 エーカー超の土地上で行う農業以外の事業への投資
- b. 予定投資額が 1 億 USD を超える投資は、「多額の資本集約的な投資」とみなされる(投資法施行細則 4 条 )。
- c. 自然環境及び地域社会に大きな影響を及ぼす可能性のある投資事業とは、以下の ものをいう(投資法施行細則 5 条)。
- (a) 環境アセスメント (EIA Type Project) が必要な事業又は、必要となる可能性が高い事業
- (b)環境保護法等の現行法、手続又は通知に基づいて指定又は提案されている、環境保護地域、森林保護地域、生物多様性重要地域または生態系、文化・自 然遺産、文化的記念物もしくは手つかずの自然の保護のための選択・特定地

域

- (c) 土地を使用しまたは賃借する投資で、補償による収用、法の下で行われる強制収用手続、又はそれらの収用以前になされる土地売買の合意によって取得され又はされる可能性が高いものであって、かつ、少なくとも百人の定住者の移住を要するか、又は100エーカー以上の面積から成るもの
- (d) 土地を使用しまたはリースする投資で、100 エーカー以上の面積を有し、かつ、不随意的に土地利用権利者の土地利用または天然資源にアクセスする権利権を有する者の意に反して不本意な制限を加える可能性が高いもの。
- (e) 土地を使用しまたはリースする投資で、100 エーカー以上の土地の取得に際して、土地所有権を巡る紛争や訴訟によって、投資提案された投資活動との間に矛盾衝突を生じさせるおそれのあるもの
- (f) 土地を使用しまたはリースする投資で、その他、土地の占有を継続している少なくとも 100 人の法的権利に不利な影響を及ぼす場合

d. 連邦政府部局及び政府機関が自由に処分できる土地建物への投資は、「国有の土地建物に対する投資活動」となる。ただし、連邦政府部局及び政府機関の権限範囲内で行われる土地管理規定及び手続に基づいた、グラント、変更その他土地の管理は「国有の土地建物に対する投資活動」に含まれない。

また、①投資家が、土地または建物につき、5年以下の期間、リースまたはライセンス供与を受けている場合、②投資家が、国有の土地または建物につき、法律 (この法律を含む)の規定に従って、当局から国有の土地又は建物の使用権を以前から得ていた者から、サブリースまたはライセンスを受ける場合、③投資家が、国有の土地または建物につき、当局から付与された権利に従って、国有の土地または

建物をサブリースまたはサブライセンスする権限を与えられた者からサブリースま たはライセンスを受ける場合も「国有の土地建物に対する投資活動」に含まれない。

# イ MIC 許可申請手続

基本的には外国投資法下のMIC 許可手続と同様の手続であるが、審査期間が外国投資法下の90日から60 日に短縮されている。また、土地権利認可 (Land Rights Authorization) または税制優遇措置についてMIC 許可と同時に申請ができるとされている(投資法施行細則46条)。

## ウ エンドースメント申請手続

まず、エンドースメントは土地権利認可や税制優遇措置と関連する手続であり、 MIC 許可が必要となる投資事業の場合には、それらの申請をなす際に必須の手続きと 位置付けられる(投資法施行細則 68 条)。

受理後に審査という手続の流れはMIC 許可の場合と同様であるが、受理からの審査期間が30日となっており、MIC 許可の場合と異なって事業評価チームによる審査もないこと、MIC 許可と異なって投資内容及び投資家の適格性が問題になっておらず(投資法施行細則 64 条)、より簡便な手続が法律上は予定されていると解される。ただし、実際の申請においては、一部 MIC 許可の申請と変わらない手続を求められるとの情報もあり、現時点では、必ずしも法が予定していたとおりの簡便な手続とはなっていないように思われる。

#### エ 州・地方投資委員会

外国投資法下では、MIC に許可権限が集中しており、許可審査の遅滞を招いていた。

また地方への投資についてもヤンゴンの MIC に来る必要があり、地方への投資が阻害されていた。投資法施行細則に基づいて、新たに州・管区投資委員会(State or Regional Investment Committee)が設置され、一定額以下の投資については、州・管区投資委員会がエンドースメント審査を行うことができ、MIC 許可についても一定の場合州・管区投資委員会が審査を行うことができると定められた。エンドースメント審査が可能な一定額については、現在500 万ドル又は60 億チャット以下と2017年3月3日付ミャンマー投資委員会通知11号にて定められた。

もっとも、複数の州又は管区への投資や業種規制のある投資活動についてのMIC 許可及びエンドースメントは、MIC でしか審査はできない(投資法施行細則 156 条 )。 また、投資家は、州・管区投資委員会が審査を行うことができる投資に関しても、 州・管区投資委員会ではなくMIC にエンドースメント申請を行うこともできる(投資法施行細則 157 条 )。

#### (3)投資促進業種

税務恩典を受けうる投資促進業種について、2017年4月1日付ミャンマー投資委員会通知13号によりリストが公表された。公表されたリストには20業種が挙げられ、更に186種類に分類された上、国際的な分類コード(MSIC、CPC)も示されている。

以下が投資促進業種の大項目である。

- ・農業関連サービス (たばこの生産栽培を除く)
- ・森林の植林保全サービス
- ・畜産水産関連サービス
- ·工業地域、新都市、都市開発
- 道路、橋梁、鉄道線路の建設

- ・海港、河川港、ドライポートの建設
- ・空港の管理運営保守
- ・ 航空機の整備
- 輸送業
- 発電、変電、送電
- ・再生可能エネルギーの生産
- 通信ビジネス
- 教育事業
- ・保健サービス
- ・情報技術サービス
- ・ホテル、観光事業
- 学術研究開発

#### (4) 規制業種リスト

2017年4月10日付ミャンマー投資委員会通知 15号にて、新投資法における規制業種リスト(ネガティブリスト)が公表された。①連邦政府のみが実施可能な業種、②外資による実施が禁止される業種、③ミャンマー内資会社との合弁でのみ実施可能な業種、④関係当局による承認が必要な業種の分類で、169の業種がリストアップされている。当リストも、国際的な分類コード(ISIC、CPC)が示されていることに加え、航空輸送業種については、定義が記載されている。

なお、これまで、小売り及び卸売りを含む商業 (Trading) への外資参入は、法律上の規制はないものの、禁止されてきたのが実態であった。しかし、今回のリストにて、②外資による実施が禁止される業種として、「店舗面積が10,000平方フィート又

は929 平方メートル未満のミニマート、コンビニエンスストア」と明記されていることから、当該面積を超える店舗での小売は可能であると考えられる。しかしながら、「ミニマート」「コンビニエンスストア」の定義は示されておらず、早期に明確化されることが望まれる。

#### (5) 開発ゾーンの割り当て

投資法にもとづく所得税免除の期間はゾーンごとに規定される(投資法施行細則96条)が、これらのゾーンが具体的にどのタウンシップに割り当てられるかが通達により明らかにされた。すなわち、ヤンゴンにおいては、免税期間が3年のゾーン3(開発が進んだ区域)には32タウンシップ、5年のゾーン2(適度に開発された地域)には13タウンシップ、7年のゾーン1には13タウンシップが割り当てられた。

#### 2 商業省からの通達

#### (1) 概要

商業省からの重要な通達としては、中古機械の輸入に関する規定 (No. 14)、販売所及びショールームでの車両の輸入販売に関する規定 (No. 15、16)、農業用肥料、種子、殺虫剤、医療用機器及び建設資材の貿易に関する規定 (No. 36)、輸出入ライセンス取得に必要なインボイス又は売買契約に関する不正行為への対応に対する通達 (No. 38) が挙げられる。

#### (2) 中古機械に関する規定

2017年2月17日付商業省通知14号にて、事業に使用することを目的として輸入す

る中古機械に関する規定が発表された。同通知は、不要な機械の輸入及び環境へ悪影響を防ぐことを目的とし、中古機械は、海路での輸入に限定されること、直接事業に使用することの他、以下の規定が定められた。

- (ア)機械の情報を提示すること (ブランド名、キャパシティ、モデル年、製造 地、機械に使用するエネルギーの種類)
- (イ)機械の使用期間が10年未満であること
- (ウ) 技術的な品質が80%以上残っていること
- (エ)産業監督検査局 (Directorate of Industrial Supervision and Inspection) からの推薦状の提出
- (オ) 外国での中古機械の機能状況に関し、港に到着する6カ月以内に確認を受け た検査報告書の提出
- (カ) 産業化された国の技術で製造された機械であること
- (キ) モントリオール議定書、ストックホルム条約及びバーゼル条約の規定に従う ため、環境保護局の推薦状の提出

#### (3)自動車の輸入販売に関する規則

2017年2月17日付商業省通知15、16号にて、自動車販売所及びショールームで販売する車両の輸入販売に関する規定が発表された。

- (ア)事業者は、中央銀行認可の銀行に保証金として 1.5 億チャットを預金しなければならない。
- (イ) 車両の輸入は、委託販売システムの他に、信用状取引 (L/C) 又は電信為替 (TT) システムによる輸入が可能。
- (ウ) 輸入した車両が1年以内に販売されなかった場合又は事業計画が終了しても

残った場合、清算し、残った車両は輸出元に戻さなければならない。 自動車ショールームについては、

- (エ)事業者は、ミャンマー国民又はミャンマー国民と外国人の合弁会社として、 サービス会社としてDICAの許可を得て設立しなければならず、正規代理店と しての認可が必要である。
- (オ)ショールームで販売される輸入車は新車のみ認められる。
- (カ)輸入車のモデル年は、輸入される年又は過去1年以内のモデルとし、新車は 左ハンドルの車両のみとする。
- (キ)ショールームのオーナーは、輸入車に必要な保険を提供し、スペアパーツを 販売する工場を設立、アフターサービスを提供出来るようにしなければなら ない。
- (4) 外国会社に認められている貿易に関する規定

ミャンマー国の農業、公衆衛生及びインフラ分野で高品質の製品を使用するため、 商業省は、外国会社(合弁会社)に農業用肥料、種子、殺虫剤、医療用機器及び建設 資材の貿易を認めている。これらの貿易について、2017年6月12日付商業省通知36号 にて、以下の規定が定められた。これらの規定は実態として、既に運用されている場 面も見られたが、本通知にて明記された。

上記4品目の貿易を行う外国会社が従う規定は以下の通り。

- (ア) 貿易許可を取得すること
- (イ)上記の4品目について、小売及び卸売が認められる
- (ウ)輸出者・輸入者登録証明を申請する際に、DICAが発行した Form6、26及び銀行残高を提出しなければならない

- (エ) 輸入品目は、管轄局の規定及び基準に従わなければならない
- (オ) 小売及び卸売にあたって法令に従わなければならない
- (カ) 貿易事業のための投資資本を外貨で示さなければない

また、外国会社による上記品目の貿易手続きは、現在、ミャンマー会社に対して 適用されている手続きと同様でなければならない旨が規定されている。加えて、外 国会社に貿易が認められる品目リストについては、国内の需要、市場の状況及び国 内のビジネス状況に従って変更される旨記載されていることから、貿易事業を検討 している投資家は、随時最新情報を入手することが重要であろう。

(5)輸出入ライセンス取得に必要なインボイス又は売買契約に関する不正行為への対応

商業省では、迅速で簡便かつ合法な貿易を推進するために、インボイス又は売買契約の価格に従った輸出入ライセンスを認めているが、インボイス又は売買契約の偽造等の不正行為が発見された場合は、ライセンスを許可するために輸出及び輸入価格の検査手続きがとられる。ライセンスを許可するための輸出及び輸入価格の検査手続きについて、その目的、実施体制及び責務、記録保管制度、価格検査手続き、検査手法、会社の義務、法的措置、会社の登録、管轄部局等が規定されている。同法によって、商業省貿易局に価格検査機関が設置される。

#### (ア)価格検査手続き

価格検査機関は以下の手続きで価格を検査する。

- a. 物品の検査後に価格を再検査するために、輸出入ライセンスを許可した担当部局から送られた会社及びライセンスごとにリストを作成する。
- b. 支払記録や取引明細、証拠文書を確認して報告する。
- c. 適用価格が、陸路国境、出張所、港及び空港での輸出入手続きの段階での

再検査で正されていないことが判明した場合、措置を継続する。

d. 対象会社が価格検査について措置を受けている状況を、様々な方法でメディアによって周知させ、透明性を確保する。

## (イ)検査手法

検査手法として、対象品の選定、検査、報告の3段階に分かれて規定されている。

検査の方法として、以下の手順が規定されている。

- a. 会社ごとに仮に選定した検査対象物品リストを作成し、検査の対象となった場合は、月に10種類の物品を検査する。
- b. 直接又は間接的な方法で、市場で取引されている卸売価格、インターネットでの価格、MACCS に掲載されている価格、対象会社の他国での販売価格を検査する。
- c. 輸出入ライセンス及び申告の価格が検査した価格と異なる場合、関連会社 への問い合わせや倉庫での実地検査で支払いの証拠を調査する。
- d. 信用状取引 (L/C) 又は T/T の場合、輸出入製品のサンプルや写真記録の取得、輸出入ライセンス及び申告の際に提出したインボイス又は売買契約に記載されている事実を取得し、関連銀行での取引の証拠文書を調査する。
- e. 通常の信用状取引又は T/T によって実施されている場合、相手国の会社への支払い履歴に従って価格の再確認のため、関連会社の銀行取引明細を確認する。

#### (ウ) 会社の義務

輸出入会社の義務として、(a)輸出入の証拠書類、税関及び歳入局への支

払証明を提出すること、(b) 価格検査機関によるサンプルの取得や写真撮影、倉庫の検査に協力すること、(c) 価格検査に必要な取引相手国での住所やメールアドレスを提供すること、が挙げられている。

- (6) 外資合弁会社による農業機械の輸入販売
  - (ア) 2017年11月17日、商業省からの外資合弁会社による農業機械の輸入販売について通知が発出された(2017年11月17日付商業省通知55号)。 概要は以下の通りである。
  - (イ) 農業分野において、近代的な機械による農業システムを広め、農業製品の質を高める良質で低価格な農業機械の購入を促進するため、本通知の日から、 外資合弁会社に、添付のHSコードが付された農業機械を輸入・販売(営業許可) することを許可する。
  - (ウ) 外資合弁企業は、以下の規定に従って農業機械の貿易を行わなければならない。
    - a 当該外資合弁企業は貿易業が行える会社でなければならない。
    - b 登記時の当該外資合弁企業の持ち分比率に応じて許可がなされる。
    - c 当該外資合弁企業は農業機械の小売及び卸売を許可されていなければならない。
    - d 輸出入者登録証の申請に際しては、残高証明書とDICAによって発行されたフォーム6及びフォーム26が添付されなければならない。
  - (エ)外資合弁企業が農業用機械を輸入販売する際には、法、規則及び通知に従わ なければならない。
  - (オ)農業用機械を外資合弁企業に対して輸入販売する場合は、ローカル会社に対

して販売する場合と同様の手続で許可されなければならない。

以上より、本通知に従い、外資合弁企業は、農業機械の輸入販売を行うことができるが、そのためには、貿易業として会社登記した上、卸売・小売の許可を得る必要があるとされている。もっとも、卸売・小売りの承認取得手続の詳細については未だ明らかになっておらず、実際に申請を行う際には事前に関連省庁に相談する必要がある。

(7) 投資法における手数料に関する発表 (Schedule of applications and service fee)

ミャンマー投資法に従い、是認や MIC 許可を申請する際の手数料が定められた。小企業とそれ以外で価格が異なるのが特色である。そして、1000万ドルを超える投資についての税制優遇措置の申請でも20万チャットと安価に設定されている。

# (8)機械及び建築機械の輸入とショールームに関する通達

機械の輸入に関する法律としては、輸入輸出法が存在するが、同法は15条のみしか規定されておらず具体的な条項がなかった。もっとも、2017年2月17日付商業省通達17号(以下、この項では「本通達」という。)により詳細が多少なりとも明らかになった。

まず、本通達は、機械及び建築機械の輸入とそれら機械のショールームの解説に ついての詳細を定めたものである。

機械のショールームを開設するためには、DICAからの登録証明を得なければならない(本通達2条a項)。同項によると、親会社から正規ディーラーと認められた会社でなければならない。

機械のショールームを開設したい会社は、7億5000万チャットを、ミャンマー中 央銀行が認めた銀行に、会社の銀行口座とは別の銀行口座に預金しなければならな い(本通達2条(c))。

機械のショールームを開設した者は、商業税を支払わなければならない(本通達 2条(d))。

中古機械を海外から買うときは、海外向け支払いは、計画経済開発省の金融規制 に従わなければならない。輸入する機械は3年以内の新品でなければならない(本 通達2条(f))。

歳入省の手続きに従って港で荷揚げの調査をしなければならない(本通達2条 (g))。ショールームに設置する機械を輸入するときは、委託販売の形式だけでなく、信用状取引又は T/T システムを採用することができる(本通達2条(h))。

機械を輸入するには免許によって定められた期間に行わなければならない(本通達2条(j))。

輸入された機械は、特定の機械のショールーム又は倉庫に保管しなければならない (本通達 2 条 (k))。

すべての手続きは、都市開発委員会の規制並びに関係する州又は地域の許可に従 わなければならない(本通達2条(1))。

一つのショールームにおいて展示する機械のブランドは注意深く選定されなければならず、少なくとも複数のブランドを展示しなければならない(本通達2条(m))。

ショールームで販売するための機械の輸入台数は、タイプと数量が綿密に調査されなければならない(本通達2条(n))。

ショールームの機械が商業省から譲渡されたものである場合、買主は道路交通省で登録し、購入許可を申請しなければならない(本通達2条(o))。

輸入機械の重量に関して、60トンを超えない車両のみミャンマーの道路と橋を通

行することができる(本通達2条(p))。

事業の遂行に車両の重量が60トンを超えることが必要である場合には、会社は関係省庁に車両の通行許可を申請することができる(本通達2条(q))。

機械は、海上交通だけでなく、陸上交通によって輸入することができる(本通達 2条(r))。

会社の名称、機械のブランド、売られた数量、事業所の場所、会社の事業の種類は、道路交通管理省に毎年通知しなければならない(本通達2条(s))。

ヤンゴン港から倉庫、倉庫からショールーム若しくはセールスセンター若しくは 類似の場所、又はショールームで販売したあとに建築現場若しくは使用場所に運ぶ ときは、道路を傷つけないようにキャリアカーを使用しなければならない(本通達 2条(t))。

クレーンとキャリアカーの総重量は、60トンを超えてはならない。そして、仮に超えた場合は、部品を取り外して運送しなければならない(本通達2条(u))。

所有者は、輸入された新しい機械に保険をかけ、スペアパーツを売るための販売 店を開設しなければならない(本通達2条(v))。

機械のショールームは全体で最低3エーカーの広さがなくてはならない。ショールームディスプレイの広さは少なくとも3万平方フィートなくてはならない。また、ショールームはコンクリートでなければならない(本通達2条(w))。

機械を修理するサービス部門は、少なくとも5000平方フィートの広さがなければならない(本通達2条(x))。

ショールームの場所は、ダウンタウンの外の範囲に設置しなければならない (2 条 (y))。

ショールームの敷地が、自己所有地である場合、会社の少なくとも1人の取締役

の名前が含まれている当初の土地使用許可を提出しなければならない (本通達 2 条 (z))。

ショールームの敷地が、借地である場合、登録オフィスで最低3年は保管された 借地契約書を提出しなければならない(本通達2条(aa))。

#### 3 DICA関連の通知

#### (1) ステイパーミット及びビザの延長手続き

(ア) DICAは、2017年10月19日、1) ミャンマーで設立された外国会社の取締役及びその家族、2) 外国会社及びミャンマー会社に雇用されている技術者及びその家族に対するステイパーミット及びビザの延長手続きについて、以下の通り、アナウンスメントを発表した。

主な追加事項としては、1) 外国人技術者の資格証明の提出が求められるように なったこと、2) ビザ有効期限の3週間前までに申請をしなければならないと明 記されていることがあげられる。

#### a. 必要書類及び情報

代表取締役の署名入りの申請書、代表取締役の誓約書、ビザ延長が必要な者のパスポートのコピー及びカラーのパスポート用写真 2 枚(1.5×2インチ)、会社登記、営業許可、フォーム26、フォーム6、現在行っている事業内容(関係機関から受けた許可又はライセンスのコピー及び税の支払い関する証明書を担当官の求めに応じて提出する必要がある)、全ての外国人労働者及び現地労働者のリスト、委任状(必要な場合)、外国人技術者の資格証明及び雇用契約書のコピー、会社における当該外国人技術者の職位及び職責

#### b. その他の事項

- (a) 貿易会社は商業省に対してビザの延長を申請しなければならない。
- (b) 申請は遅くとも、ビザの期限の3週間前に為されなければならない。この 期限を過ぎた申請は受け付けない。
- (c) この通達は2017年10月21日から効力を有する。

## (2) 外国人専門家の任命について

外国人専門家の任命手続について、2017年10月19日、DICA投資監視部からアナウンスメントが出された。内容は以下のとおりである。

- (ア)投資家が、外国人を、シニアマネジメント、技術専門家又はコンサルタントとして任命する場合は、以下の書類を添付して、MIC に許可を求めなければならない。
- (イ) 申請書、Form12-A、外国人 1 人につき 5,000 チャットのサービス料のインボイス、パスポートのコピー、申請する労働者の人数、現在の労働者の人数、会社の直近の四半期実績報告の写し、外国人の情報(氏名、パスポート番号、専門性や学位の証明、履歴)、委任状(必要な場合)
- (ウ) 許可申請は、当該外国人が入国して7営業日以内になされなければならない。 事前に許可申請することも可能である。
- (エ)任命を受けた外国人が、退職しミャンマーを離れる場合、会社は航空券の写 し及び退職を承認した退職届を提出しなければならない。
- (オ) この通達は2017年10月21日から有効である。

なお、2017年11月15日、DICAからさらにアナウンスメントがあり、外国人専門家の任命に関するこの通知は、MIC 許可を得ている企業以外に適用されるものではな

いとの説明があった。

#### 4 雇用契約の新ひな形

雇用契約の新ひな形として重要な点は、以下のとおりである。

#### (1) 雇用主及び従業員の定義

- (ア)雇用主の定義として、新ひな形では「個人事業又は共同事業に従事している者を含み、民間事業の場合は、その者が死亡した後の後継者及びその法定代理人を含むものとみなされる。」との部分が加筆された(新ひな形前文)。
- (イ)また従業員の定義として、「金銭的報酬の有無を問わず実習生及び研修生として従事している者を含むが、雇用主と同じ同居の家族の一員及び雇用主の 扶養家族を除くものとみなされる。」との部分が加筆された(新ひな形前 文)。

#### (2) 更新義務の明示

旧ひな型において明示されていなかった更新義務について、「雇用主は、理由もなく雇用契約の延長を拒否することはできない」として、原則的な更新義務を明確化した(新ひな形 5 条(a))。また、試用期間終了時における労使の合意による契約期間の再交渉を認めた(新ひな形 5 条(b))。

## (3) 臨時休暇

臨時休暇の上限を3日とする制限につき、旧ひな型では宗教、慶弔の理由を除外されていたが、新ひな型ではかかる除外事由は削除された(新ひな形7条参照)。他 方で、家族の葬儀があった場合の有給休暇が別に規定された(新ひな形7条5項)。

#### (4) 有給休暇

被雇用者は、「連続又は分割して」有給休暇を取得することができる(新ひな形7 条2項)が、分割取得の際に協議を行うべき義務が規定されている(新ひな形7条 2項ただし書)。

## (5) 産休

新ひな型では、6か月の勤務を産休取得の要件としている(新ひな形7条4項)。

# (6) 欠勤

旧ひな型においては、許可なく3日連続で欠勤した場合には無補償解雇が可能である旨規定されていたが、新ひな型においてかかる規定は削除され、休暇を使い切った場合の無給休暇の取得交渉を規定された(新ひな形7条5項)。

#### (7)退職

有給休暇について、旧ひな型では退職までの有休の消化を許可した上で、勤務日数に応じた給与を支払うもの規定していたが、新ひな型では勤務日数及び有給休暇につき支払うべき額を支払ったうえで退職を許可するものとした(新ひな形15条3項)。

#### 5 コンドミニアム法施行細則

2017年12月7日付コンドミニアム法施行細則が規定されたことによりコンドミニアム法上抽象的に規定されていた事項の詳細が規定された。

まず、外国人又は外国企業が共同開発者としてコンドミニアム開発に携わることができるようになった (コンドミニアム法施行細則2条(d))。開発者となるためには、ビジネスライセンス及びコンドミニアム建築の申請をしなければならない (コンドミニアム法施行細則5条、14条)。 会社が、ビジネスライセンスを受けるためには、有効な会

社登録書及び建物の書面、納税証明書、申請しなければならない。ビジネスライセンスの有効期限は、5年であるが、延長が認められている(コンドミニアム法施行細則7 条)。

開発者、共同開発者又は共同所有者は、売却可能なすべての区画のうち、40パーセントを超えない限度で外国人に売却することができる。コンドミニアム法で言及されていた40パパーセントという率が、面積に基づいて計算されることが明らかになった。開発者、共同開発者又は共同所有者は、40パーセントを超えるか超えないかにかかわらず、登記官に問い合わせてからでなければ売却することができない(コンドミニアム法施行細則34条)。共同開発者に外国人又は外国企業が含まれることは明文で規定されているが、開発者に外国人又は外国企業が含まれることは明文で規定されているが、開発者に外国人又は外資企業が含まれるかどうかは規定されておらず、これが外国企業を開発者としては認めない趣旨かどうかは現時点では不明である。

また、コンドミニアムの基礎設置工事が30パーセント終わった後、開発者はコンドミニ アムを前売りすることができると規定されている(コンドミニアム法施行細則30条)。 この場合、購入者は登記官に当該区画を購入する旨を通知しなければならない。

さらに、建て替えの規定が設けられた。具体的には執行委員会が、再建を望む場合又は 自然災害などで利用が不可能になった場合、一般総会又は特別総会によって、組合員の 75パーセント以上の賛成によって再建を決定することができる(コンドミニアム法施行 細則76条)。この場合、建設実行計画とともに建設費用の見積もりを執行委員会に提出 しなければならない。

#### 第4 2018年の展望

2018年は知財法が成立する可能性が高いと言われている。ミャンマーにおいては、著作権法以外の知財関連の法律が現時点では存在しておらず、経済活動の妨げになっていた。また、著作権法も1914年の法律であり、現代の経済活動に適した内容とはなっていない。そのような状況下で、WIPOや日本の特許庁などの支援により、新たな著作権法、特許法、商標法、意匠法のドラフトが作成されている。そのうち、特に商標法について多くの企業が注目していることから、本章では、商標法ドラフトについて解説する。

ミャンマー政府は、2017年8月8日から10日まで、商標法のドラフトを新聞に公開して、 パブリックコメントを求めた。現在議会の法案審議会で審議されており、今年中の承認が期 待されている。

まず、ドラフトは先願主義を採用している(ドラフト16条 (a))。したがって、企業や個人が使用している商標については、法律が施行された後、直ちに出願する必要がある。ドラフトはミャンマー知的財産局を創設し、商標登録はそのミャンマー知的財産局に出願しなければならない。また、外国人は、ミャンマー人の代理人によって出願しなければならない。ビルマ語又は英語で出願することができる。もっとも、ミャンマー知的財産局が要求したならば、ビルマ語の翻訳を提出しなければならない(ドラフト13条)。

登録可能なマークの種類は、商標、サービスマーク、証明商標、団体商標及び有名商標 (ドラフト11条)と広く規定されている。また、商標の存続期間は10年であり、存続期間の 更新は可能である。連続して3年間登録商標を使用していない場合、商標登録抹消の事由と なる。

現在の法制度の下で、所有者宣言によって登録商標を有する者であっても、新商標法の施 行日から3年以内に商標登録の出願をしなければならない。

商標権の侵害行為を行った者は、民事上又は刑事上若しくはその両方の責任を負う可能性

がある。

以上

レポートをご覧いただいた後、アンケート (所要時間:約1分) にご協力ください。

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170112

本レポートに関するお問い合わせ先: 日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部 アジア大洋州課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL: 03-3582-5179 E-mail: ORF@jetro.go.jp